

東京都薬剤師国民健康保険組合同規約第 26 条の 2 に規定する保険料の 免除の特例の運用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は東京都薬剤師国民健康保険組合同規約（以下「組合同規約」という。）第 26 条の 2 に規定する保険料の免除の特例について、適正な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 出産とは、妊娠 85 日(4 か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含む

2 産前産後休業期間とは、労働基準法第 6 5 条に規定する産前産後に該当する期間をいう。

(対象者)

第 3 条 組合同規約第 2 6 条の 2 の第 1 項に基づき、理事長に保険料の免除を申し出ることができるのは、妊娠したことが明らかになった組合同規約第 5 条第 1 項各号に定める組合員とする。

(保険料免除の申出)

第 4 条 組合同規約第 2 6 条の 2 の第 1 項に基づく保険料の免除を受けようとする組合員は、事業主及び従業員組合員にあつては事業主が、個人加入組合員にあつては組合員本人が、「申出書（様式別紙 1）」に次の書類を添付して、原則として出産予定日の 2 か月前までに理事長に申し出るものとする。

一 厚生年金保険加入組合員 母子保健法第 15 条の規定に基づく「妊娠届出書」又は主治医が発行した「母性健康管理指導事項連絡カード」の写し、若しくは「健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届」の写し

二 国民年金加入組合員 母子保健法第 15 条の規定に基づく「妊娠届出書」又は主治医が発行した「母性健康管理指導事項連絡カード」の写し、若しくは「国民年金被保険者関係届書（申出書）」の写し

2 前項の申出者は、次の事項に該当する事実があったときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

- (1) 前項の申出書に記載の事項に変更があったとき
- (2) 対象者が出産したとき
- (3) 産前産後休業期間の変更若しくは産前産後休業期間終了日の前に休業を終了したとき

3 前項の届出には、産前産後休業期間の変更等の事実を確認できる書類（母子健康手帳の写し、健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届の写し等）を添付するものとする。

（保険料免除の決定）

第5条 理事長は、前条第1項の申出があったときは、その内容を審査し、保険料の免除の可否、及び免除する場合はその期間を決定し、申出者に通知するものとする。

2 前条第1項の申出が出産予定日の2か月前の日以降に提出された場合は、その産前産後休業期間中の保険料の免除は、納付した保険料を還付することにより行うものとする。

（保険料免除の期間）

第6条 組合同約第26条の2の第2項に規定する保険料を免除する産前産後休業期間において産前産後休業終了予定日が月の末日の場合は、産前産後休業終了の月をその月とする。

2 理事長は、保険料免除の期間を変更又は終了したときは、その旨を第4条第1項の申し出をした者に通知するものとする。

（その他）

第7条 産前産後休業期間中の組合員の保険料免除に関し、この規程に定めのないことについては理事長が別に定める。

附 則

第1条 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行日において現に産前産後休業中の組合員については、この規程の施行日から産前産後休業を取得したものとみなす。

第3条 組合同約第26条の2及びこの規程による産前産後休業期間中の保険料免除の申出は、その産前産後休業が終了した日の翌日から起算して2年以内にしなければならない。

<参考>

<組合同規約>

- 第26条の2 産前産後休業を取得する又は取得している組合員は、第18条に定める保険料について、理事長に免除を申し出ることができる。
- 2 理事長は、前項の申し出の内容を審査のうえ、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、前項の保険料を免除することができる。
- 3 第1項の保険料の免除に関することは、理事長が理事会の議を経て別に定める。

附則

(施行期日)

この規約による改正後の規約第26条の2の規定は、令和4年4月1日から施行する。